

警察庁における公印に関する訓令

〔昭和32年4月18日〕
警察庁訓令第5号

最終改正 平成31年4月1日 警察庁訓令第7号

(この訓令の目的)

第1条 この訓令は、警察庁における官印、庁印、局印、部印及び課印（以下「公印」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(公印の制式)

第2条 公印の制式は、別表第1のとおりとする。

(公印の保管)

第3条 公印は、別表第2に掲げる課長その他の官職にある者（以下「課長等」という。）が保管するものとする。ただし、特に必要があるときは、課長等の指定する保管責任者が保管するものとする。

2 課長等は、保管責任者を指定したときは、その者の官職及び氏名を直ちに長官官房総務課長（以下「総務課長」という。）に通知しなければならない。

(公印の作成等)

第4条 公印を作成し、又は改刻しようとする者は、理由を附してその旨を総務課長に申し出なければならない。

2 総務課長は、前項の申出があつた場合において、その理由を審査の上、必要があると認めるときは、公印を作成し、又は改刻してこれを交付するものとする。

3 公印を廃止しようとする者は、その旨を総務課長に届け出なければならない。

(公印の登録)

第5条 総務課長は、公印台帳を備え、公印の印影を登録しなければならない。

(公印の使用)

第6条 前条の規定により登録された公印以外の印章は、公文書に使用してはならない。

2 公印は、公文書以外に使用してはならない。

(附属機関及び地方機関の公印)

第7条 附属機関及び地方機関の公印については、この訓令の規定に準じ、各機

関の長（当該機関が四国警察支局である場合にあつては、中国四国管区警察局長）が定めるものとする。

（会計機関の公印）

第8条 公印のうち国の会計機関の使用する公印に関する規則（昭和39年大蔵省令第22号）の規定による公印については、第3条、第4条および第5条の規定中「総務課長」とあるのは「長官官房会計課長」と読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、昭和32年5月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

公印の種別	当該官庁局部課	公印に表示する文字	大 き さ
	警察庁長官	警察庁長官之印	30ミリメートル平方
	警察庁次長	警察庁次長之印	
	警察庁長官官房長	警察庁長官官房長之印	
	警察庁生活安全局長	警察庁生活安全局長之印	
	警察庁刑事局長	警察庁刑事局長之印	
	警察庁刑事局組織犯罪対策部長	警察庁刑事局組織犯罪対策部長之印	
	警察庁交通局長	警察庁交通局長之印	
	警察庁警備局長	警察庁警備局長之印	
	警察庁警備局外事情報部長	警察庁警備局外事情報部長之印	
	警察庁警備局警備運用部長	警察庁警備局警備運用部長之印	
	警察庁情報通信局長	警察庁情報通信局長之印	
	警察庁長官官房総括審議官	警察庁長官官房総括審議官之印	
	警察庁長官官房政策立案総括審議官	警察庁長官官房政策立案総括審議官之印	
	警察庁長官官房公文書監理官	警察庁長官官房公文書監理官之印	
	警察庁長官官房サイバーセキュリティ・情報化審議官	警察庁長官官房サイバーセキュリティ・情報化審議官之印	
	警察庁長官官房審議官	警察庁長官官房審議官之印	
	警察庁長官官房技術審議官	警察庁長官官房技術審議官之印	

官印

警察庁長官官房参事官	警察庁長官官房参事官之印
警察庁長官官房首席監察官	警察庁長官官房首席監察官之印
警察庁長官官房総務課長	警察庁長官官房総務課長之印
警察庁長官官房企画課長	警察庁長官官房企画課長之印
警察庁長官官房人事課長	警察庁長官官房人事課長之印
警察庁長官官房会計課長	警察庁長官官房会計課長之印
警察庁長官官房給与厚生課長	警察庁長官官房給与厚生課長之印
警察庁長官官房国家公安委員会会務官	警察庁長官官房国家公安委員会会務官之印
警察庁生活安全局生活安全企画課長	警察庁生活安全局生活安全企画課長之印
警察庁生活安全局少年課長	警察庁生活安全局少年課長之印
警察庁生活安全局保安課長	警察庁生活安全局保安課長之印
警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課長	警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課長之印
警察庁生活安全局生活経済対策管理官	警察庁生活安全局生活経済対策管理官之印
警察庁刑事局刑事企画課長	警察庁刑事局刑事企画課長之印
警察庁刑事局捜査第一課長	警察庁刑事局捜査第一課長之印

警察庁刑事局捜査第二課長	警察庁刑事局捜査第二課長之印
警察庁刑事局捜査支援分析管理官	警察庁刑事局捜査支援分析管理官之印
警察庁刑事局犯罪鑑識官	警察庁刑事局犯罪鑑識官之印
警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長	警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長之印
警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長	警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長之印
警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課長	警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課長之印
警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官	警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官之印
警察庁交通局交通企画課長	警察庁交通局交通企画課長之印
警察庁交通局交通指導課長	警察庁交通局交通指導課長之印
警察庁交通局交通規制課長	警察庁交通局交通規制課長之印
警察庁交通局運転免許課長	警察庁交通局運転免許課長之印
警察庁警備局警備企画課長	警察庁警備局警備企画課長之印
警察庁警備局公安課長	警察庁警備局公安課長之印
警察庁警備局外事情報部外事課長	警察庁警備局外事情報部外事課長之印

23ミリメートル平方

警察庁警備局外事情報部 国際テロリズム対策課長	警察庁警備局外事情報部 国際テロリズム対策課長 之印
警察庁警備局警備運用部 警備第一課長	警察庁警備局警備運用部 警備第一課長之印
警察庁警備局警備運用部 警備第二課長	警察庁警備局警備運用部 警備第二課長之印
警察庁情報通信局情報通 信企画課長	警察庁情報通信局情報通 信企画課長之印
警察庁情報通信局情報管 理課長	警察庁情報通信局情報管 理課長之印
警察庁情報通信局通信施 設課長	警察庁情報通信局通信施 設課長之印
警察庁情報通信局情報技 術解析課長	警察庁情報通信局情報技 術解析課長之印
国立国会図書館支部警察 庁図書館長	国立国会図書館支部警察 庁図書館長之印
警察庁歳入徴収官	警察庁歳入徴収官之印
警察庁支出負担行為担当 官	警察庁支出負担行為担当 官之印
警察庁支出負担行為認証 官	警察庁支出負担行為認証 官之印
警察庁官署支出官	警察庁官署支出官之印
警察庁契約担当官	警察庁契約担当官之印
警察庁物品管理官	警察庁物品管理官之印
警察庁官報報告主任	警察庁官報報告主任官之 印
警察庁分任物品管理官	警察庁分任物品管理官之 印
警察庁資金前渡官吏	警察庁資金前渡官吏之印

	警察庁歳入歳出外現金出納官吏	警察庁歳入歳出外現金出納官吏之印	トル平方
	警察庁政府保管有価証券取扱主任官	警察庁政府保管有価証券取扱主任官之印	
	警察庁刑事局犯罪鑑識官指紋照会回答印	警察庁刑事局犯罪鑑識官之印指紋照会回答印	
	警察庁懲戒審査委員会委員長	警察庁懲戒審査委員会委員長之印	30ミリメートル平方
	警察庁懲戒審査会委員長	警察庁懲戒審査会委員長之印	
	警察庁分限審査委員会委員長	警察庁分限審査委員会委員長之印	
庁印	警察庁	警察庁之印	35ミリメートル平方
局印	警察庁長官官房	警察庁長官官房之印	30ミリメートル平方
	警察庁生活安全局	警察庁生活安全局之印	
	警察庁刑事局	警察庁刑事局之印	
	警察庁交通局	警察庁交通局之印	
	警察庁警備局	警察庁警備局之印	
	警察庁情報通信局	警察庁情報通信局之印	
部印	警察庁刑事局組織犯罪対策部	警察庁刑事局組織犯罪対策部之印	30ミリメートル平方
	警察庁警備局外事情報部	警察庁警備局外事情報部之印	
	警察庁警備局警備運用部	警察庁警備局外事情報部之印	
	警察庁長官官房総務課	警察庁長官官房総務課之印	
	警察庁長官官房企画課	警察庁長官官房企画課之印	

警察庁長官官房人事課	警察庁長官官房人事課之印	
警察庁長官官房会計課	警察庁長官官房会計課之印	
警察庁長官官房給与厚生課	警察庁長官官房給与厚生課之印	
警察庁生活安全局生活安全企画課	警察庁生活安全局生活安全企画課之印	
警察庁生活安全局少年課	警察庁生活安全局少年課之印	
警察庁生活安全局保安課	警察庁生活安全局保安課之印	
警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課	警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課之印	
警察庁刑事局刑事企画課	警察庁刑事局刑事企画課之印	
警察庁刑事局捜査第一課	警察庁刑事局捜査第一課之印	
警察庁刑事局捜査第二課	警察庁刑事局捜査第二課之印	
警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課	警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課之印	
警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課	警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課之印	28ミリメートル平方
警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課	警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課之印	
警察庁交通局交通企画課	警察庁交通局交通企画課之印	
警察庁交通局交通指導課	警察庁交通局交通指導課	

課印

	之印	
警察庁交通局交通規制課	警察庁交通局交通規制課 之印	
警察庁交通局運転免許課	警察庁交通局運転免許課 之印	
警察庁警備局警備企画課	警察庁警備局警備企画課 之印	
警察庁警備局公安課	警察庁警備局公安課之印	
警察庁警備局外事情報部 外事課	警察庁警備局外事情報部 外事課之印	
警察庁警備局警備運用部 警備第一課	警察庁警備局警備運用部 警備第一課之印	
警察庁警備局警備運用部 警備第二課	警察庁警備局警備運用部 警備第二課之印	
警察庁警備局外事情報部 国際テロリズム対策課	警察庁警備局外事情報部 国際テロリズム対策課之 印	
警察庁情報通信局情報通 信企画課	警察庁情報通信局情報通 信企画課之印	
警察庁情報通信局情報管 理課	警察庁情報通信局情報管 理課之印	
警察庁情報通信局通信施 設課	警察庁情報通信局通信施 設課之印	
警察庁情報通信局情報技 術解析課	警察庁情報通信局情報技 術解析課之印	
警察庁懲戒審査委員会	警察庁懲戒審査委員会之 印	30ミリメー トル平方
警察庁懲戒審査会	警察庁懲戒審査会之印	
警察庁分限審査委員会	警察庁分限審査委員会之 印	

備考 表示する文字は左横書きとする。

別表第2（第3条関係）

官印	警察庁長官の印	長官官房総務課長
	警察庁次長の印	
	警察庁長官官房長の印	
	警察庁生活安全局長の印	生活安全局生活安全企画課長
	警察庁刑事局長の印	刑事局刑事企画課長
	警察庁刑事局組織犯罪対策部長の印	刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長
	警察庁交通局長の印	交通局交通企画課長
	警察庁警備局長の印	警備局警備企画課長
	警察庁警備局外事情報部長の印	警備局外事情報部外事課長
	警察庁警備局警備運用部長の印	警備局警備運用部警備第一課長
	警察庁情報通信局長の印	情報通信局情報通信企画課長
	その他の官印	当該官職にある者
庁 印		長官官房総務課長
局印	警察庁長官官房の印	長官官房総務課長
	警察庁生活安全局の印	生活安全局生活安全企画課長
	警察庁刑事局の印	刑事局刑事企画課長
	警察庁交通局の印	交通局交通企画課長
	警察庁警備局の印	警備局警備企画課長
	警察庁情報通信局の印	情報通信局情報通信企画課長
部印	警察庁刑事局組織犯罪対策部の印	刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長
	警察庁警備局外事情報部の印	警備局外事情報部外事課長
	警察庁警備局警備運用部の印	警備局警備運用部警備第一課長
		当該課長（警察庁懲戒審査委員会

課

印

の印、警察庁懲戒審査会の印及び
警察庁分限審査委員会の印につい
ては、長官官房人事課長)